

平成28年第6回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年6月2日(木) 13時30分から14時50分

2. 開催場所 香美市中央公民館 2階会議室

3. 出席委員 (19名)

会長	19番 原 心一				
会長職務代理	3番 公文 久郎	5番 森安 正			
委員	1番 三谷 富重	2番 大岸 高晴	4番 三木 克司	6番 水田 義郎	
	7番 上島 陽子	8番 岡田 修一	9番 村田 正博	10番 宗石 和彦	
	11番 横山 実男	12番 西岡 久	13番 堤 昭雄	14番 西村 広幸	
	15番 小松 和啓	16番 門脇 節夫	17番 山崎 彰	18番 小松 源一	

4. 欠席委員 (0名)

5. 出席推進委員 7番 岩井 隆雄

6. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
	第3号	非農地証明願いについて
	第4号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第5号	農地法第5条の規程による届出について(報告)
	第6号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第7号	その他の件

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐々木 寿幸
事務次長	西村 安史
農地主幹	山中 詩麻
農地係長	伊井 英智

8. 会議の概要

開 会 (13時30分)

議 長

全員、お集まりのようですので、ただ今より本日の会を行いたいと思いますのでよろしく願いをします。まあ、今日は非常に天気がいわけですけども、まあ、うっとおしい天気もうすぐ来ると思います。まああの、皆様方におかれまして、大変お忙しい時期を迎えましたなか、ご出席いただきましてありがとうございます。平成28年度の第6回の会を開催をしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。なお、あの、私のほうから、先般11市、高知県の11市の会合とそれから全国農業委員の全国大会というのがありましたので、その件につきましては後でその他の件で報告をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。それでは、この会を進めたいと思います。ええ、本日の議事録の署名人につきましては、森安委員と水田委員にお願いしますので、よろしく願いをしたいと思います。

ええと、そこで議案書の修正がちょっとありますので、事務局に説明していただきます。

事 務 局

すみません、議案書に訂正があります。まずあの6ページを、経営面積の譲受人のほうですが、5, 492のところが0になります。

事 務 局

0? ■?

事務局 はい、あ、ええとこれは高知県の[]です、実際ちょっとこの面積を保有してありますが、実際は耕作してる団体ではないので0ということにさせていただきます。それと、すみません、もう1件あります。9ページ、12番の貸付人が[]様の分ですが、その賃料は180,000円の分が6,000円。

事務局 180,000円が6,000円。

事務局 はい。235,910円が7,863円になります。

議長 以上ですか。

事務局 以上です。

議長 ええと、訂正が2件ありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

あの、尚ですね、あと質疑応答の前に、テープ起こしをしますんで、その関係上ですね、質問される方すみませんが、ええ番号また名前等を名乗っていただいて御質問をいただくようにしたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。ええ、それでは議案に沿いまして順次進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いいたします。

事務局 はい、農地法第3条の規定による許可申請についての説明いたします。

1番、譲渡人、[]、[]、譲受人、[]、[]、申請地は香北町五百蔵字五代屋敷1143番3、地目は田、面積は404㎡、他3筆計4筆で合計1,190㎡、譲受人の耕作面積は11,620.91㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は1で、10a当り300,000円で総額359,973円です。

2番、譲渡人、[]、[]、譲受人、[]、[]、申請地は香北町谷相字上土居2217番、地目は畑、面積は23㎡、譲受人の耕作面積は2,490㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は2で、10a当り434,782円で総額10,000円です。

3番、譲渡人、[]、[]、譲受人、[]、[]、申請地は香北町谷相字松ヶ畝2240番、地目は田、面積は99㎡、外1筆計2筆で合計575㎡、譲受人の耕作面積は2,490㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は3で、10a当り1,043,478円で総額600,000円です。

4番、譲渡人、[]、[]、譲受人、[]、[]、申請地は物部町楮佐古字土居下504番1、地目は田、面積は381㎡、譲受人の耕作面積は6,014.27㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は4で、10a当り262,467円、総額100,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと思われま。以上です。

議長 ええ、以上で説明が終わりましたので、只今より皆様方よりご質問またご意見を頂きたいと思いますが、何かありませんか。

(

(

.....

事務局 すみません。

議長 どうぞ。

事務局 議案の第1号の補足説明をさせていただきます。番号2についてですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地はまあ香北町ですので30aですが、下限の面積を超えてませんが、第3号の申請が同時に許可となれば、超えることになりますので、まあ、下限面積を満たすことになります。

議長 はい、分かりました。他に何かありませんかね。質問は。

議長 すみません、今度は私のほうから。1番の■■■さんの分ですけれど、こちらの写真を見るとですね、1ページの写真を見ますと、資料1-1、4番には作業小屋みたいな建物がある。

事務局 はい。

議長 それはその後の写真の分には見当たらんけど・・・。

事務局 ええと、すみません。写真を撮りに行った時がですね、資料にあるように、午後、12日私が撮りに行ったんですけども、その時はそのあのまだ小屋が建っておりまして。それで、■■■さんにお話を伺ったところ、じゃあのまあ取り壊すという申し出がありましたので、すみません、小屋が無くなった後に写真を撮ったのが6月1日です。あの、撤去されておりました。

議長 ④の写真のここにあったのは、小屋の資材。

事務局 そうです、小屋の資材を片付ける時間がないということです。

議長 最終的にはここを農地として使う。

事務局 はい、農地として使います。

議長 はい、分かりました。ええ、他に何かありませんか、ご質問は。

—— 質 疑 な し ——

議長 ええ、ないようですので採決に入りたいと思いますがご意見ございませんか。

—— 意 見 な し ——

議長 はい、それでは議案第1号農地法第3条の許可申請につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 全 員 挙 手 ——

議長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。

引き続きまして、議案第2号 農地法第5条の規程による許可申請についての説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号、農地法第5条許可申請について説明します。

1 番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町大平字東サキデ
ン227番1、地目は田、面積は1,137㎡、外1筆計2筆で合計1,417
㎡、転用目的は太陽光発電パネル84枚、18.7kw、72枚、16.5kw、
権利の種類は使用貸借権の設定です。建築延面積は0㎡、区域区分はその他、開
発行為は不要です。資料は5、調査員は岩井委員です。なお、この土地は、中山
間地域内の10ha未満の小規模農地集団内の農地であるため、第2種農地と判
断されます。

2 番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町吉野字ドヲサコ233番
2、地目は田、面積は390㎡、転用目的は木造平屋建住宅、権利の種類は使用
貸借権の設定です。建築延面積は96㎡、区域区分はその他、開発行為は不要で
す。資料は6、調査員は宗石委員です。以上です。なお、この土地は、特定土地
改良事業施行地であるため第1種農地と判断されます。

議 長

はい、以上説明が終わりましたので、只今より質疑を行いたいと思いますが、
皆さん方よりご質問ご意見があれば頂きたいと思います。その前にすみません、
ええと、調査員の岩井さん、また、宗石さんにそれぞれ、ええ補足をお願いした
いと思います。

推進委員
(7 番)

はい、あの、岩井です。報告をさせていただきます。
資料の5-1と5-2をご覧になっていただきたいと思います。調査に行きま
した。5-1ですね、これが本人宅が写っております。全部3棟本人宅。それで
2のほう見ていただきますと、資料5-2ですね、水路が2段、水路が通ってお
ります。水路の右手のほうにはですね、2軒の方の耕作地があります。これは、
そういいながらも、順次に了解も頂いておりますので問題ないと思います。また
元に戻りますけれども、1番のほうの右手のほうにちょっとあの小さいところも
見えておりますけれども全部あの本人の所有地になっておりますので、特に問題
はないというふうに判断をいたしました。以上です。

議 長

はい。

委員(10 番)

はい、宗石です。

資料6の地図を見ていただきまして、上が北になります。195号線の国道寄
りの田んぼでありまして、ここにお孫さんが家を建てるということです。理由と
しましては、おじいちゃんが脳梗塞、おばあちゃんがもう免許が無くなったとい
うことで、そこで世話をするので孫に土地を貸して家を建てるということらしい
です。ええ、周囲の判も全部もらっておりますので問題はないかと思います。以
上です。

議 長

ええと、すみません、後でまた。1番についてはですね、岩井さんすみません、
周辺のこの5-1の地図で言うと、南側に農地がありますので。

推進委員
(7 番)

南側、①から見た方ですか。

議 長

そうそう、赤でほら囲っちゃう所の南側の地図これ多分これが北やと思います
す。南側に農地が2筆、それから右側にも農地がありますが、全て同意をいただ
いちゃう。

推進委員
(7 番)

はい、同意を頂いております。

議 長

それから、もう1点についてはですね、あの草刈等がまあ十分にできざったり

(

(

したらよね、除草剤をかけるとか、パネルが汚れた場合に、私も詳しくは知りませんが、洗剤を使ってパネルを洗うとかいうふうなことが出てきてですね、排水の問題で下流域の者にですね、もし迷惑がかかる言うようなことが、結果的にこういう場合が出た時にはですね、本人が責任を持つという風なことの同意を頂いて太陽光の場合は設定していますが、そういうところの水路管理者、そういうところの問題はありませんか。

推進委員
(7 番)

ええ、あの実は私もその田んぼの下で田を作っておりまして、問題ないと思います。

議 長

それでは、ちょっと 2 番の問題は OK。

事 務 局

すみません、あの 2 番なんですけど、これ 1 種農地これ圃場整備地域内ですよ。ええと、除外の分の結果は春に出てくるんで、うちの方からの分がありますけど、さっきちょっと今確認してましたが農水省のほうとのやり取りが今ちょっとここに資料がありませんので、そこを再度確認をさせていただくということでの許可っていう形になるかと思しますので、あのう一応圃場整備の部分につきましては、国庫補助金があたってますので、そこにつきましては農地の除外とかそういうこともありまして、農林水産省のほうにそういう届出をしないと、あのそのままやっていると、国庫補助金の返還とかいうような場合も出てくる時がありますので、その辺ちょっと慎重にしたいと思しますので、なお、この辺今日あの許可、可決頂きましたら再度、うちのほうで農林水産省のほうに確認をいたしまして、ご本人のほうに許可を、OK なら許可を出すと形をお願いしたいと思います。

委員(10 番)

これは、いつ圃場整備をしたんですか？

事 務 局

ちょっと、分からないんで、そこら辺の資料がついてないんで。

委員(10 番)

これは、8 年以上ですか。

事 務 局

もうあの、それは、国庫補助の返還部分については 8 年という部分ですが、ただですね、あの 1 種農地ってのは例の香南市にあったように、それが 15 年ぐらい経っておろうが、やはりその農地以外にする場合はですね、届けがいます場合がありますので、そこは慎重にさせて頂きたいと思しますのでよろしく願います。

議 長

関連してですけど、これが同じ条件が当てはまったかどうか知りませんが、あの、お墓の問題よね、墓を建てよって撤去しちゃうのがあるでしょ。あそこもなんか圃場整備の関係であそこには墓が出来ませんよ、ということでよね、ま、一応墓の敷地にして準備をしようたけれども、まあ墓が完成せずにそのまんま宙に浮いちゃう状況になっちゃうけど、まあ、そういう絡みもありますんで、十分にですね、調査のうえに進めていきたいと思します。あの、その件がクリアできればですね、隣接の地図を見ますと隣にも家がありますので接続範囲内ということで 60 m の以内に接続する宅地があった場合には家は建ちますよという条件には当てはまると思しますので、後々圃場整備の関係だけやいうふうに思いますのでひとつその点をよろしく願いたいと思します。それがクリアできるとしてですね、賛成の方のご賛同もいただかないかんですけど、この件につきまして何か他にご意見ありませんか。

委員(5 番)

はい。

議 長

はい、どうぞ、森安さん。

(

(

委員(5番) 森安です。この何か、ほら、家族、何か宅地らの特別な配慮なんかがあるんじゃない。

議 長 分家住宅？

委員(5番) 分家住宅。

議 長 ただ、分家住宅も・・・？

事務局 えっとですね、はい、香北町につきましては都市計画区域外ですので、あの山田町ほどの厳しいああいいうやつはありません。市街化調整区域ではございませんので。これは都市計画区域外という形になりますので、あと農地のその転用であるとか先ほどお話ししました農林水産省との届出とかそういう風な部分の確認ができましたら、一応農地も一応そういうふうな形での農業委員会の許可を得れば、宅地にはなっていくという風な部分でございます。私がちょっと今ひっかかったのは、この1種農地っていう備考欄にございますけれども、1種農地っていうのはほとんどが圃場整備地域につけられる部分でございますので、これがある場合は必ずそういう風な確認を事務局のほうでしなくてはいけませんので、その辺すみませんが事務局でこの部分だけは預かりということにさして頂ければと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 はい。まああのもし、暫時ですね国交省の方なり農水省の方から、問い合わせをしてOKということであればですね、まあ家を建てる人もですね、お急ぎやと思いますので、まあ後でそれで許可と、もしあの来月のこの会を待ってですね報告という以前に許可になるかも分かりませんので、そこのところはご了承ください。もし、許可にならなかった場合については来月の会で報告をさせていただきます。ええと、他にありませんか。

—— 質疑・意見なし ——

議 長 ええと、他に格段ないようですので、採決に入りたいと思いますのでよろしくお願いします。
議案第2号農地法第5条の許可申請につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。
ええ、続きまして、議案第3号 非農地証明願いについての説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第3号 非農地証明願いについて説明します。

1番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町佐古藪字イゲノ丸273番1、地目は畑、面積は491㎡の内38.85㎡、外1筆計2筆、合計106.88㎡、非農地化した理由は、昭和55年頃から道路として利用、調査員は大岸委員で、資料は7です。

2番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町佐古藪字東ヨシモト312番、地目は畑、面積は714㎡の内41.95㎡、非農地化した理由は、昭和55年頃より道路として利用、調査員は大岸委員で、資料は8です。

3番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町佐古藪字東ヨシモト314番、地目は畑、面積は304㎡の内22.69㎡、非農地化した理由は、昭和55年頃より道路として利用、調査員は大岸委員で、資料は9です。

4番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町西川乙字トウノス373番、地目は田、面積は1,647㎡、非農地化した理由は、22年前から生活道として使用、調査員は宗石委員で、資料は10です。

5番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は物部町楮佐古字ヲリサカメゲ1238番、地目は田、面積は79㎡、外3筆計4筆、合計3,913㎡、非農地化した理由は、周囲が山林であり耕作条件悪く昭和50年頃より杉を植林し、現在に至る。調査員は公文委員で、資料は11です。以上です。

議 長 はい、以上説明終わりました。

委員(2番) 大岸です。議案書に書いてあるとおり、55年から道路として使用しております。資料の7、8、9これ全部一緒の道です。ほんで、その黄な線でやっちゅう部分が今非農地願いが出ちゅう所で、その後の部分は赤線じゃないかと思えます。だから問題はないと思えます。そしてこれ、あの何か非農地願いが通ったら、市道としてなんか申請をするようなことを聞いています。

議 長 ということは、まああの工事のコンクリの状況なんかを見ると、工事は昔、土佐山田町がやっちゅうが？それとも本人がやっちゅう？

委員(2番) いや、これはあのこの資料8に、ここに家がありますわね、これ[REDACTED]さんち、この家の進入路がないから、この田んぼの持ち主に相談して何か・・・。

委員(5番) 前に何か問題がありましたね。

事 務 局 ありましたね。高知空港の移転かなんかで家がかかってこちらへ来られる・・・代替地、多分その進入路もその時に多分その保障か何かでの中で多分やってるんじゃないか、で、大岸委員の言われるように元々赤線があった部分を拡張して但しそこが未登記のままで農地のままで、道路としては登記されてなかったということで、現状は道路。

委員(2番) この、3人の人があの提供してくれたような感じ・・・。

事 務 局 提供してくれた？

委員(2番) あの、農地に入るにもものうがえいので。

事 務 局 じゃあ、そう・・・、ま、けど未登記は未登記。登記がされてない、よくある・・・。

議 長 けど、未登記の場合、接道問題で4メートルの道があるのでよね、ほいで道広げちゅうがやろ。それが未登記な場合にも4メートル現状があれば、4メートルの道と認めるが、地主さんが誰のかれの関係なく。

事 務 局 そうよね、そこが道路であるっていう証明が・・・。

議 長 けんど、これ将来的にこれわしの道やき土地やき返してくれ言われたら・・・。

事 務 局 ええとですね、あの公道、一旦道路になった場合については通行権が今度でき

()

(

.....

ますので、それを戻すっていうのはそれを使っている方の許可がない限りはなかなか戻せん、法的に、難しい。

委員(2番) この3軒の人は、この道が広おなった事でこの農地へも、入りようになったというがで・・・。

事務局 特に問題はない・・・。

委員(2番) 特に問題はないと思いますけど。この田んぼの東隣のほうの隣地の許可も全て頂いちゅうそうです。

事務局 まあ、非農地である事には間違いない。

委員(2番) ない。

議長 はい。はい、わかりました。

議長 ええと、すみません。

委員(10番) はい、[]さん、この今、山田にありますが、この近くに地主がすんでおりまして、[]さんという方と共同で道を作ったんですが、ええその[]さんという方に自分の家を売ったので、使用は[]さんだけになったので買ってくれということで、登記をしているという事となっております。これは、もうずいぶん前から生活道になっておりまして、山沿いでまったく問題はないと思います。

議長 はい。ええと公文さん。

委員(3番) ええと、はい。議席3の公文です。ええ資料11-1をちょっと見てください。上が地図になっておりまして、その下が航空写真です。で、あの周囲を見てみましてもう全て植林になっておりますが、あの印があるところの右下のほう、これ東側になりますがここが草木ということで、同意書をもらっております。それ以外はもう右のほうの11-2、これは11-2は中をまあ撮った写真がついておりますが、それから11-3、これも同じく中の状況です。まあ、この件につきましては、非農地証明取り扱い要領の第4-4の転用事実行動から15年経っております、まあ平穏無事に経過しておるということで農政上も特に支障がないと思われますので認めました。以上です。

議長 はいわかりました。ありがとうございました。ええと、補足説明も何か・・・。

事務局 はい。

議長 はい、事務局、すみません。

事務局 番号、1、2、3についてですね、隣接関係者3名のうち1名から合意が得られていませんが、これはですね、個人的な問題で同意が得られていないということで、農業委員会には迷惑がかからないよう責任を持って当事者間で問題を解決するとの誓約書が提出されております。

議長 それは、どなたから。

事務局 それは、この地図、地図でいうと果樹のマークがある畑の所有者。

(

(

議 長 道からいうと左？

事務局 はい、が、この家を持つての方とのまあ……。個人的なもので反対、反対というかまあ、同意しないというか。

議 長 あのう、まあ、非農地証明ですので直接利害関係も生まれるというふうに思います。また■■■■さんという人は家を誰かに売ったりとか建て替えたりとかいうときにはどうしても4メートルの道があるしということだろうし、それから長い間こうした道路になっておるということで非農地にしたいということも分かりますので、まあ、一応これを採用できやせんろうかと思います。
他にご質問ないですかね。

—— 質 疑 な し ——

議 長 ええ、質問がなければ採決に入って行きたいと思いますが、構いませんかね

—— 異 議 な し ——

議 長 はい、それでは、議案第3号非農地証明願いにつきまして原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。

ええ、続きまして、議案第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明をお願いします。

事務局 はい、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。

1番、貸人、■■■■、■■■■、借人、■■■■、
■■■■、■■■■、申請地は土佐山田町上改田字西土居75番2、地目は田、面積は671㎡、成立日、解約日、引渡日ともに平成28年4月20日で、解約理由は借り手の変更のためです。
2番、貸人、■■■■、■■■■、借人、■■■■、
■■■■、■■■■、申請地は土佐山田町影山字桑原109番1、地目は田、面積は891㎡、外1筆計2筆で合計1,241㎡、成立日、解約日、引渡日ともに平成28年5月15日で、解約理由は病気等で労力不足のためです。以上です。

議 長 以上、説明が終わりましたが、この件につきましては報告案件ですが、皆様方ご質問があれば受けたいと思います。格段ありませんかね。

—— 質 疑 な し ——

議 長 ええ、ないようですので報告のみとさせていただきます。

続きまして、議案第5号 農地法第5条の規程による、これも届出の報告であります説明をお願いいたします。

事務局 報告第5号 農地法第5条届出報告について説明します。

1番、受付日、平成28年4月25日、譲渡人、■■■■、
■■■■、譲受人、■■■■、
■■■■、申請地は土佐山田町字宗目殿丸438番3、地目は田、面積は645㎡、外3筆計4筆で合計1,401㎡、転用目

()

(

議 長 道からいうと左？

事 務 局 はい、が、この家を持ってる方とのまあ……。個人的なもので反対、反対と
いうかまあ、同意しないというか。

議 長 あのを、まあ、非農地証明ですので直接利害関係も生まれるというふうに思
います。また■■■■さんという人は家を誰かに売ったりとか建て替えたりとかいうと
きにはどうしても4メートルの道があるしということだろうし、それから長い間
こうした道路になっておるということで非農地にしたいということも分かりますの
で、まあ、一応これを採用できやせんろうかと思います。
他にご質問ないですかね。

—— 質 疑 な し ——

議 長 ええ、質問がなければ採決に入って行きたいと思いますが、構いませんか

—— 異 議 な し ——

議 長 はい、それでは、議案第3号非農地証明願いにつきまして原案のとおり賛成の
方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。
ええ、続きまして、議案第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について
説明をお願いします。

事 務 局 はい、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。
1番、貸人、■■■■、■■■■、借人、■■■■
■■■■、■■■■、相続人、■■■■外2名、申請地は
土佐山田町上改田字西土居75番2、地目は田、面積は671㎡、成立日、解約
日、引渡日ともに平成28年4月20日で、解約理由は借り手の変更のためです。
2番、貸人、■■■■、■■■■、借人、■■■■
■■■■、■■■■、申請地は土佐山田町影山字桑原109番1、地目は田、
面積は891㎡、外1筆計2筆で合計1,241㎡、成立日、解約日、引渡日と
ともに平成28年5月15日で、解約理由は病気等で労力不足のためです。以上で
す。

議 長 以上、説明が終わりましたが、この件につきましては報告案件ですが、皆様方
ご質問があれば受けたいと思います。格段ありませんかね。

—— 質 疑 な し ——

議 長 ええ、ないようですので報告のみとさせていただきます。
続きまして、議案第5号 農地法第5条の規程による、これも届出の報告であ
りますが説明をお願いいたします。

事 務 局 報告第5号 農地法第5条届出報告について説明します。
1番、受付日、平成28年4月25日、譲渡人、■■■■、
■■■■、譲受人、■■■■、
■■■■、申請地は土佐山田町字宗目殿丸43
8番3、地目は田、面積は645㎡、外3筆計4筆で合計1,401㎡、転用目

的は宅地分譲、権利の種類は所有権移転売買、建築延面積は0㎡、区域区分は市街化、開発行為は必要です。資料は12で、調査員は事務局西村です。

2番、受付日、平成28年4月25日、譲渡人、
、
、譲受人、
、
、申請地は土佐山田町百石町2丁目176番、地目は畑、面積は26㎡、外1筆計2筆で合計98㎡、転用目的は木造瓦葺2階建住宅、権利の種類は使用貸借権の設定、建築延面積は103㎡、区域区分は市街化、開発行為は不要です。資料は13、調査員は事務局西村です。 以上です。

議長 はい、説明が終わりましたので、この案件につきまして、皆さん方より質問があれば受けたいと思います。ご質問、ご意見何かありませんかね。

—— 質疑・意見なし ——

議長 格段ないようですので、この件につきましても報告のみとさせていただきますのでよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、諮問第6号、香美市農用地利用集積計画についての諮問であります。この説明をお願いします。

事務局 はい、諮問第6号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明します。中間管理事業分が6ページ、それ以外が7ページ以降と分かれています。

1番、譲渡人、
、
、譲受人、
、
、申請地は土佐山田町下ノ村字行島813番、地目は田、面積は4,009㎡、譲受人の経営面積は0㎡、作物は水稻、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年6月3日から平成38年6月2日の10年で、10a当りの賃料は24,943円、合計100,000円で資料は14です。

7ページ、1番、貸付人、
、
、借受人、
、
、申請地は土佐山田町字東臼井2227番3、地目は田、面積は2,146㎡、借受人の経営面積は0㎡、作物は牧草、権利区分は使用貸借権の設定、期間は平成28年7月5日から平成38年7月4日の10年で、資料は15です。

2番、貸付人、
、
、借受人、
、
、申請地は土佐山田町字中井ノ北2208番2、地目は田、面積は949㎡、外1筆計2筆で合計2,010㎡、借受人の経営面積は0㎡、作物は牧草、権利区分は使用貸借権の設定、期間は平成28年7月5日から平成38年7月4日の10年で、資料は16です。

3番、貸付人、
、
、借受人、
、
、申請地は土佐山田町松本字大黒田235番、地目は田、面積は1,199㎡、外2筆計3筆で合計2,299㎡、借受人の経営面積は0㎡、作物は牧草、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年7月5日から平成29年7月4日の1年で、10a当りの借賃は23,488円で全体で54,000円、資料は17です。

4番、貸付人、
、
、借受人、
、
、申請地は土佐山田町山田島字島681番、地目は田、面積は2,644㎡、借受人の経営面積は42,061㎡、作物は野菜、権利区分は賃借権の設定、10a当りの借賃は4,009円で10,600円、期間は平成28年6月3日から平成37年12月31日の9年7ヶ月で、10a当りの借賃は4,009円で10,600円、資料は18です。

5番、貸付人、
、
、借受人、
、
、申請地は土佐山田町山田島

字島668番、地目は田、面積は561㎡、借受人の経営面積は42,061㎡、作物は野菜、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年9月1日から平成48年8月31日の20年で、10a当りの借賃は89,126円で50,000円、資料は19です。

6番、貸付人、

、借受人

、申請地は土佐山田町松本字カウメン田369番、地目は田、面積は654㎡、借受人の経営面積は131,818.92㎡、作物は野菜、水稻、権利区分は使用貸借権の設定、期間は平成28年6月3日から平成33年6月2日の5年で、資料は20です。

7番、貸付人、

、借受人、

、申請地は土佐山田町加茂字山本前田468番、地目は田、面積は343㎡、外2筆計3筆で合計1,321㎡、借受人の経営面積は8,032.67㎡、作物は野菜、権利区分は使用貸借権の設定、期間は平成28年6月3日から平成29年11月30日の1年6ヶ月で、資料は21です。

8番、貸付人、

、借受人、

、申請地は土佐山田町久次字甲木670番、地目は田、面積は1,429㎡、外2筆計3筆で合計6,560㎡、借受人の経営面積は10,412㎡、作物は水稻、野菜、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年6月3日から平成48年6月2日の20年で、10a当りの借賃は19,054円で全体で125,000円で、資料は22です。

9番、貸付人、

、借受人、

、申請地は土佐山田町宮ノ口字古池879番、地目は田、面積は1,279㎡、借受人の経営面積は9,580㎡、作物は野菜、権利区分は賃借権の再設定、期間は平成28年7月5日から平成30年7月4日の2年で、10a当りの借賃は23,017円で29,440円、資料は23です。

10番、貸付人、

、借受人、

、申請地は土佐山田町須江字町屋敷399番1、地目は畑、面積は733㎡、外3筆計4筆で合計7,304㎡、借受人の経営面積は30,264㎡、作物は飼料用米、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年6月3日から平成31年5月30日の3年で、10a当りの借賃は12,000円で全体で87,648円、資料は24で、借賃につきましては1俵当り12,000円に換算しています。

11番、貸付人、

、借受人、

、申請地は土佐山田町宮ノ口字西久保377番1、地目は畑、面積は256㎡、外2筆計3筆で1,299㎡、借受人の経営面積は4,648㎡、作物は野菜、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年6月3日から平成38年6月2日の10年で、10a当りの借賃は7,698円で全体で10,000円、資料は25です。

12番、貸付人、

、借受人、

、申請地は土佐山田町町田字西ノ中621番、地目は田、面積は763㎡、借受人の経営面積は40,476㎡、作物は水稻、権利の種類は賃借権の設定、期間は平成28年6月3日から平成38年6月2日の10年で、10a当りの借賃は7,863円で6,000円、資料は26、借賃につきましては1俵当り12,000円に換算しています。

13番、貸付人、

、借受人、

、申請地は土佐山田町林田字辻ノ丸598番、地目は田、面積は740㎡、借受人の経営面積は5,857㎡、作物は水稻、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年6月3日から平成33年6月2日の5年で、10a当りの借賃は12,000円で8,880円、資料は27

で、借賃につきましては1俵当り12,000円に換算しています。

14番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町林田字塚穴635番、地目は田、面積は852㎡、借受人の経営面積は9,558.71㎡、作物は水稻、権利の種類は賃借権の設定、期間は平成28年6月3日から平成31年6月2日の3年で、10a当りの借賃は11,971円で10,200円、資料は28、借賃につきましては1俵当り12,000円に換算しています。

15番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町林田字辻ノ丸591番、地目は田、面積は1,319㎡、借受人の経営面積は13,455㎡、作物は野菜、権利の種類は賃借権の設定、期間は平成28年6月3日から平成31年6月2日の3年で、10a当りの借賃は11,827円で15,600円、資料は29で、借賃につきましては1俵当り12,000円に換算しています。

16番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町根須字大田東1450番、地目は田、面積は66㎡、借受人の経営面積は37,722㎡、作物は野菜、権利の区分は使用賃借権の設定、期間は平成28年6月3日から平成33年6月2日の5年で、資料は30です。

17番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町美良布字本田2725番、地目は田、面積は2,026㎡、外2筆計3筆で合計6,752㎡、借受人の経営面積は0㎡、作物は野菜、権利の区分は賃借権の設定、期間は平成28年6月3日から平成33年6月2日の5年で、10a当りの借賃は31,753円で全体で214,400円、資料は31です。

18番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町吉野字ドラサコ2310番、地目は田、面積は2,071㎡、借受人の経営面積は0㎡、作物は野菜、権利の区分は賃借権の設定、期間は平成28年6月3日から平成33年6月2日の5年で、10a当りの借賃は32,000円で66,272円、資料は32です。

19番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町吉野字坂本東ノ丸2344番、地目は田、面積は2,376㎡、借受人の経営面積は0㎡、作物は野菜、権利の区分は賃借権の設定、期間は平成28年6月3日から平成33年6月2日の5年で、10a当りの借賃は32,000円で76,032円で資料は33です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

はい、以上説明が終わりましたが、9ページ、12番にですね、[REDACTED]君の案件が出ておりますが、[REDACTED]君と親子関係にあたりますので、退席をしていただいてですね、12番について先に採決をしたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

——関係委員退席——

議長

12番の件につきまして皆さん方からご質問があれば受けたいと思いますが何かご質問はありませんか。

——質疑なし——

議長

格段なければ採決に入りますがございせんかね。

——異議なし——

議 長

12番の件につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長

はい、どうもありがとうございました。

—— 関係委員着席 ——

議 長

ええと、それでは他の件につきまして、ご質問を受けたいと思いますが何かありませんかね

委員(16番)

はい。

議 長

はい、どうぞ。

委員(16番)

はい、門脇です。質問ではありませんが、この■■■■さんは、番地は違うけど、どういう関係。■■■■、■■■■。

事 務 局

親子になります。■■■■さんがお父さんで、■■■■さんが息子さんで。

委員(16番)

跡継いでやりゆう、そうじゃない。

事 務 局

跡を継ぐというか、別途にやられてます。・・・のはずです。

議 長

ええと他にありませんか。ええと、格段なければですね……。ええとすみません、私のほうから、はい、10番、■■■■君の分やけんど、須江の何、字町屋敷、畑になっちゅうやいか、地目が。これ、米やきよね、いやほんで水田にして使える土地であって地目が畑ということで、現況は水田ということでかまんがやろうか。

事 務 局

地目は畑やけど現況は水田。

議 長

そういうことで、かまんがやね。はい、分かりました。
他にありませんか。ないようですので採決に入りますが構いませんか。

—— 異 議 な し ——

議 長

はい、それでは議案第6号の香美市農用地利用集積計画についての諮問ではありますが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長

はい、どうも。全員賛成です。ありがとうございました。

ええと、その他の件につきまして、最後の端に、売りたい貸したいがありますので、この件について説明をお願いします。

事 務 局

はい、売りたい・買いたい・貸したい・借りたいについて説明します。売りたい・貸したい、1番、住所、■■■■、氏名、■■■■、土地の所在地は土佐山田町字古町1646-1、面積は1,127㎡、地目は田、金額は相場で、資料は34になります。

(

(

.....

議 長

以上、貸しても売ってもいいですよということらしいですが、ええまた、私、家の近くでありますけれども、この土地についても充分存じてます。現在、何も作ってません。というのはここは水路はちょっと今年から問題があつてですね、水が水路から水が来にくいということですね、こう地図が赤く塗つておるところの右側の土地と、そのもうひとつ右側に法面があつて、ちょっとこう、その右側に家がありますが、建ってますが、その間の土地が全て今年は水田になってません。そういうことですね、まああの、本人も水田でないという作らんというようなこともあるし、本人はもう一切してませんので、んー、いつからかな、まあ、去年米を作つて収穫後、もう来年からは誰かに作ってもらいたい、いうことで中間管理機構でも申し込みをしてあると思いますけれども、まあそういう土地でありますので、一応ご報告をしておきます。皆さん方でもし誰か作りたいという方がおつたらですね、ご紹介をいただいたらいいと思いますが、さっき言うたように水田ではちょっと無理がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。他にはありませんかね。

—— 質疑・意見なし ——

議 長

では、中間管理機構の業務について局長からお願いします。

事 務 局

はい。私のほうからですね、農地の中間管理事業についての事務委任委託について皆さん方にお話をさせていただきます。平成26年度ぐらいからですね、この中間管理事業って言うのが始まってきたんですけれども、26、27共に香美市は事務委任委託を県からは受けていませんでした。といいますのも、皆様にも何度か説明をさせていただきましたが、主にもう利用権設定でございますので農業委員会のほうで、例えば平成27年度でしたら161件の利用権設定がすでにスムーズになされているところに加えて、この中間管理機構の事務委任委託をうちが受けるという形ではなかなか事務処理としては難しいということと同時に相手方が見えないっていうことで貸し手の方が非常に不安に思われている方が多いというちょっと欠点、機構の欠点がございまして、その辺も申し入れてきました。で、あの一昨日、県の農業公社のほうで市長のほうを訪ねて来られまして、あの、やはりその農地中間管理事業について県内でも全体的には徐々に浸透して進みつつあると、ただまあ、事務委任委託を受けていないのが、県内で3つになってきたということで、大川村と馬路村と香美市。で、大きい農地を持っておるところで受けてくれないのは香美市だけなので何とかしてもらいたいということでですね、何とか事務委任を受けていただけないかと、ただまああの農地の中間管理事業につきましては今日もご審議いただいたように、すでに市のほうでものそれに対しての事業って言うのは農業公社に対する資料の提供であるとか様々な事では行っておりますので、ただまああの事務の委任、委託を県のほうから農業公社のほうから受けるという部分だけが断ってきたんですが、昨年度の中間管理機構の実績でいいますと、香美市内ではわずか2件、いうようなことですね、やはりあの、まだまだ、なかなか浸透はしていない中でございまして、ただまあ、いつまでも受けないっていうわけにもいかなくなってきてます。最後の3人に残ってきましたので、そろそろもう市としても考えなくてはいけないというところで、あの、今年度からですね、西永野の地区で圃場整備が始まります。その圃場整備に向かいまして、農業公社及び中間管理事業というやつですね、担い手への集約っていう風な事業も出てきてまして、その辺での事務の調整であるとか、そういう風な部分がございまして、市長とも相談した結果、一定その事務の中身とかそういうことを把握したうえで、受けれるなら受けてあげたらいいかということです。で、市長のほうからお話も頂きましたので、現在、農業委員会及び産業振興課のほうでこの事務委任について中身を調査中でございます。で、特に中がどうのこうの変わるって事でございせんので、農業委員会の皆様方にはまた決まりましたら報告させていただきますが、事務の委任、委託業

務について、香美市のほうで受託をするという方向に多分、なろうかと思いますので、ご承知のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長

はい、私も農業会議に行った時にですね、香美市も是非受けてもらいたいということで、再三言われておりました。改めて市長の方にもお願いに行くというようなことで、お願いに来てると思っています。まああの、それまではですね、うちは十分に賃貸の分については農業委員会で何件か、すでに実績もあってやっておるんで、自分ところでできやせんだろうか、という風なことの話もでておりましたけども、県下的な統一で中間管理機構の機構の中でですね、入ってやっていただくということでお願いをしに行かないかんと言われてましたが、まあ、そういうことで受けていただいたということで、ありがとうございました。今後とも事務的なこともですね重複する点もあろうかと思いますが、ひとつよろしく、局長にもまたご迷惑、職員にも迷惑かけるかもわかりませんが、まあ、ひとつよろしく願いしたいと思います。

事 務 局

ちょっと補足させていただきますと、中間管理事業では、貸し手の方と借り手の方と調整をしてですね契約をしていただくという形なんです、最終的には農業委員会のほうで議案で貸借権の設定とかそういう風な形で議案として議決いただかないかんそこまでの事務の流れの中でですね、初めから始まりましてその出し手、この方から出したい、この方が借りたいという風なところの資料作成というのは、産業振興課でしたいと思っております。で、最終的にこちらのほうで後ほどの申請、いわゆるあの貸借権とかそういう風な設定の部分についての議案の作成以降については農業委員会でと、いう様な形で同じこの中間管理事業の中でも二つに分けてですね、各々が得意とする分野がございますので、たまたま長は私が両方とも兼ねておりますので、そういう形で分業しながらですね、産業振興課と農業委員会の事務局のほうでお互いに協力しあいながら、この委託事業についてはする方向でいきたいと現在考えておるところでございます。以上です。

議 長

はい。どうぞ、よろしく願いをいたします。

ええ、それでは、最初の挨拶の中에서도言ってありましたが、私のほうからちょっとご報告と依頼をさせていただきます。

1. 平成28年度高知県11市農業委員会協議会定例会出席について
開催日：5月18日～19日 開催市：宿毛市
2. 平成28年度全国農業委員会会長大会出席について
開催日 5月26日～27日 開催場所：文京シビックホール
3. くまもと地震義援金について協力依頼

報告は以上です。他に質問はありませんか。

—— 質疑・意見なし ——

議 長

本日の会を、これで終了したいと思います。ありがとうございました。

事 務 局

次回、開催日は7月7日の13時30分から香北で、お願いします。

閉 会（14時50分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長

原 心 

署名人

森 安 

署名人

水田美郎 

